

「広告等に関する指針」改定案に係る意見募集について

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
1	全般	週報月報の投資家への交付は「広告等」から除外	週報月報は、目論見書と同じくファンドの開示の一環から法定運用報告書を補完する位置づけで、投信協自主ルール「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」に基づき月次開示または適時開示を目的に作成されているため、広告等から除外すべきと考える。	本件については、個別商品の取引を誘引する目的ではなく情報提供する行為（アフターサービスの一環と認められるもの）であれば、問題ないと考えられます。その旨の記載は、追加いたします。	同左。
2	P1 第 1 部 I (1) ②	「一の顧客を対象とするもの」は、現行規定では『広告等』の定義として考えているとありますが、改訂案においては、その取り扱いを記載しないのですか？ それとも該当するのですか？	確認のため	金商法では、広告等を行う行為には、該当しないと考えます。	同左。
3	P1～ 第 1 部	「金融商品取引法における広告等規制について」＜第 4 版＞問	「広告等に関する指針」への一本化を前提とした場合、該当しない	ご意見を踏まえ、修正しました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
	I. 広告等の定義等	2 に記載のあります『一般的には「広告等」には該当しないもの』①～⑥の部分について、記載に盛り込んだほうが良いと考えます。	旨の例示は、広告審査部署等では営業現場からの問合せ対応にも必要であると考えます。 特に、当該部分の記載内容は、分かりやすく記載されているため、「I. 広告等の定義」部分に追加をすべきと考えます。		
4	P1 I. 広告等の定義等	広告または広告類似行為への該当性について、Q&A 第 4 版に記載のある全項目を追記すべき。 また、現行指針では参考資料として「広告等の該当性及び審査の必要性について」を添付しているが、改定後の指針についても、現行の Q&A 第 4 版の内容を反映した該当性の一覧表に対するニーズが高いと思われるため、そうした一覧表作成を検討すべき。	広告規制に関し実務面で最も必要とされるものは、金商業者等による各行為が規制の対象となるかどうか（＝該当性）の判断だと思われます。 現行の Q&A 第 4 版においては、問 2～5、10、13、14、16、17 等に該当性の判断が示されており、各業者もこれらに基づき、実際の業務運営の中で該当性の判断を行っているものと考えられます。 したがって、改定後の指針においても、Q&A で示している判断基準や事例等について全て網羅しておく	ご意見を踏まえ、修正しました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
			必要があり、従来同様、一覧表の形態で整理するのが最も良いのではないかと考えております。		
5	P2 I. 広告等の定義等	「ただし、次に掲げるものは広告等に該当しない。」として列挙されている部分の後に、「金融商品取引法における広告等規制について<第 4 版>」の問 2、問 3、問 4、問 5 の回答を掲載いただきたいです。特に、7 頁下から 5 行目以下に記載されている「一般的には『広告等』には該当しないもの」を掲載していただきたいです。	広告となりうる資料を作成または審査する場合において、当該資料が広告に該当するかどうかは、作成者・審査担当者のいずれも判断に迷うことが多くあります。そのため、広告に該当するかどうかの判断材料として、「金融商品取引法における広告等規制について<第 4 版>」の問 2、問 3、問 4、問 5 の回答を指針に掲載していただきたいと考えます。 指針に掲載しないのであれば、「金融商品取引法における広告等規制について<第 4 版>」を廃止せず、今後もアップデートを続けることとしていただきたいと考えます。	ご意見を踏まえ修正しました。	同左。
6	P2 I. 広告等の定	法令又は法令の基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類	具体例を掲載することで、協会のより一層の理解を深めるようご	ご意見を踏まえ、修正しました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
	義 (2) イ	を配付する方法に「金融商品取引法における広告等規制（金商法 Q&A）/2. Q&A (1)「広告等」について/問 2 の①括弧書きの追記。 （法定公告、会社公告、目論見書、外国証券情報、投資信託の運用報告書など）	検討いただきたい。		
7	P2 (*2)「広告等における表示事項」	P2 から P5 にわたって記載されている広告表示事項については、本指針の「第 1 部法令諸規則の概要」部分ではなく、「第 2 部広告等の作成に係る留意事項」へ移動すべき。	指針の構成として、こうした細部まで概要に含める必要はなく、むしろ留意事項として記載した方がしっくりくると思います。 また、可能であれば、根拠法令とそれに対応する解説文として表形式にした方が、使用する側としては使い勝手が良いと思います。 （例）	【要検討】	項番 20 参照。

平成 23 年 4 月 27 日
(第 2 回 WG 用)

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など			事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
			根拠法令	項目	内容		
			法71条第1項第1号	商号等の表示	金融商品取引業者等の商号、名称 又は氏名		
8	P4 ○誇大広告の 禁止	項目名を「正確な表示」等に変更してはどうか。	5 ページの 11 項目について「著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない」とする一方で、13 ページの 2. 誇大広告等の表示に関する留意事項では、5 ページと異なる 4 項目に対し「誇大広告等とならないよう、次に掲げる事項に留意する必要がある」としており、「誇大広告禁止」の対象となる項目に不一致が見られる。			P5 の記載は、業等府令第 78 条のタイトル「誇大広告をしてはならない事項」を意識して記載しております。 一方、P13 の記載は、監督指針記載のタイトル「誇大広告に関する留意事項」を意識して記載しております。	事務局案の項目名を引き続き掲載することとなった（今後、当該項目名の見直しが必要であるという議論が生じた場合、適宜、検討を行う。）。
9	P5 Ⅱ．金融商品取引法における	「禁止行為」について、①～④のみを抜粋された背景をお聞かせいただけないか。また、①～	左記①～④以外にも、業府令第 117 条第 1 項 8 号、18 号等も広告等に関連した禁止行為と解釈できるた			【要検討】	広告指針案（平成 23 年 4 月 27 日付）の 7 頁に掲げる左記①から④は、「禁止行為」

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
	その他規制の 概要○禁止行 為（法令概要）	④以外にも、業府令第 117 条第 1 項 8 号、18 号等も追記しては如 何か。	め。		ではなく「留意事項」という 項目名として残すこととな った。また、①から④以外に 追加すべき事項があれば、随 時、事務局まで意見を寄せて もらうこととなった。 (左記①から④は、これらの 勧誘規制の内容が広告審査 時の参考に資するシチュエ ーションがあることをかん がみ、抜粋したものである。)
10	P6 ○禁止行為（法 令概要）	①～④を削除、項目名を「その 他」とし、※部分を残してはど うか。	①～④は「勧誘における禁止行為」 であって、「広告又は広告類似行為 における禁止行為」にあたらない。 「広告等に関する指針」は広告等 の社内審査に使用する指針であ り、敢えて「勧誘における禁止行 為」を取り上げる必然性はないと 考える。	【要検討】	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
11	P6 Ⅲ. 内部審査の 必要性	枠内根拠条文の以下の修正 「特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 33 条第 2 項 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 33 条 4 条 の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 4 項 において準用する場合を含む。）の規定により・・・）」とあるところを、 「特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条 の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項 において準用する場合を含む。）の規定により・・・）」と修正してください。	誤植と思われます。	ご指摘を踏まえ修正いたします。	同左。
12	P6～7 Ⅲ（削る）	現行指針では下記の（４）の記載があり、審査を省略できる	何が審査を省略できる広告等であるかを例示して頂くことによ	ご指摘の審査が省略できるのは、上段記載の仲介行為に係る広告等	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		広告等の具体例が、＜参考＞「広告等の該当性及び審査の必要性について」において例示されています。 (4) 審査を省略できる広告等の具体例は、＜参考＞「広告等の該当性及び審査の必要性について」のとおりである。 ところが、改訂指針案では、＜参考＞「広告等の該当性及び審査の必要性について」が削除されていることから、改訂指針案では上記(4)が削除されています。 一方、改訂指針案の(1)では、現行指針の(1)がそのまま残っていますので、やはり、何が審査を省略できる広告等で	り、実務レベルでの広告判断材料として役立つため。	の場合などであり、それ以外に審査省略という概念はないと考えております。 よって、誤解がないよう修正いたしました。	

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		あるかを、引続き例示して頂きたい。 (1) 審査を省略できる広告等であっても、その内容が「広告等及び景品類の提供に関する規則」第 4 条に規定する禁止行為に該当する場合には規則違反となる。したがって、広告等を作成する者又は広告等を使用する者は禁止行為に該当しないことを確認する必要がある。 もし、「広告等に関する指針」の中では例示できないということであれば、「金融商品取引法における広告等規制について」の Q & A において例示して頂きたい。			

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
13	P6 Ⅲ. 内部審査の 必要性	「(2) 広告等に該当しない場合 (Ⅰ. 広告等の定義等の(2) 広告 類似行為 参照) であっても」 について、現行指針のとおり「審 査を省略できる広告等に該当す る場合であっても」のままとし ていただきたい。	ここでは” 広告等は事前審査が必 要であることと、審査を省略でき る場合があること” を規定したう えで、その補足説明として、「自社 の社内規則等により審査が義務付 けられている場合には、当該社 内規則等に従う」ことを規定して いるが、今回改訂する箇所を実質 的な意味合いはないと考えられ、 あえて修正する必要はない(「広告 等に該当しない場合」という概念 自体は現行指針でもある)。	当該箇所については、趣旨が明確 となるよう、修正いたしました。	同左。
14	P6 Ⅲ. 内部審査の 必要性	審査を省略することができる。	金融商品仲介行為に関しては問題 ないが、特定投資家向けの の広告等については、審査のみを 省略するが金商法における広告等 の必要表示事項を充足する必要が あるようにも捉えられると考える。	当該箇所については、趣旨が明確 となるよう、修正いたしました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
15	P7 IV. 内部審査体制	枠内の店頭デリバティブ取引会員部分に関して、原案では「店頭デリバティブ取引会員においては、その知識等からみて本協会が審査を行わせることが適当であると認めた者でなければならない。」となっていますが、その前のパラグラフにおいて「特別会員または店頭デリバティブ取引会員においては」として、特別会員と同じ規定にするべきと考えます。	広告等規則における店頭デリバティブ取引会員の規定が改正されており、修正漏れと思われます。	当該箇所については、規則の記載を踏まえ、修正いたしました。	同左。
16	P7 IV. 「内部審査体制」の囲み書き	「その知識等からみて本協会が審査を行わせることが適当であると認めた者」について、具体的には、これまで、どのような場合、協会が認めてきたのか、お教えいただきたい。		別添資料参照	同左。
17	P7	(3) 特定投資家向けに～場合に	特定投資家以外の一人のみに使用	【要検討】	事務局において記載ぶりな

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
	2 行目	は規則違反となる。	した場合でも規則違反とするのか。		どの検討を行うこととなった。
18	P8 V. 審査基準 (3)	他社が作成する資料に自社の商号等が記載されていない場合、足りない表示を別様の書面に表示し、顧客へ一体として提供する場合は許容する旨の追記。	他社が作成する資料に自社の商号等が記載されていない場合の対応を明確にするため。	ご意見を踏まえ、修正しました。	同左。
19	P8 (3) の最終行	「・・・必要事項が記載されていることを確認する。」は「・・・必要事項が記載される手段を講じた上で審査を実施する。」等に修正すべき。	他社作成資料には、自社に関する必要事項が記載されていない場合が多く、その場合、必要事項が記載された別途書面等で補完する必要があると考えられるため。	ご意見を踏まえ、修正しました。	同左。
20	P8 第 1 部 広告 等の該当性及 び審査の必要 性について	現行指針の「広告等の該当性及び審査の必要性について」、以下の取り纏め表（具体例等）が、削除の対象となっているが、すべて削除するのではなく「平成 19 年 7 月 31 日公表『金融商品取	現行指針の「広告等の該当性及び審査の必要性について」は、広告等規制を理解し、具体的に運用する上で、非常に有用である。したがって、新指針において「広告等の該当性及び審査の必要性につい	【要検討】	広告指針案（平成 23 年 4 月 27 日付）の 2～3 頁の網掛け部分を削除したのち、当該削除箇所別紙「広告等の該当性について 案 2」の内容を盛り込むこととなった。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		引法制に関する政令案・内閣府令案』に対するパブリックコメントの結果等について/コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方/広告等の規制（第 37 条）/広告等該当性に関する包括的質問53」及び「金融商品取引法における広告等規制（金商法Q&A）/2. Q&A（1）「広告等」について/問 2、問 3 に記載されている事項」を基に改めるの記載を要望。	て」を掲載し、協会のより一層の理解を深めるようご検討いただきたい。		
21	P8～12 広告等の該当性及び審査の必要性について	広告等の該当性の事例について記載できないか。例えば、金商法施行前に公表された「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」の「広告等該当性に関する包括的質問」53の金融庁の考え方等を記載することはできないか。	広告等の審査を行う上で、金商法上の広告等に該当するか否かは最も基本的な観点である。各社の広告審査において「広告等に関する指針」が広く活用されていることに鑑みれば、広告等の該当性について記載することが望ましいと考える。また、広告等への該当性に	【要検討】	同上

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
			関する共通の認識を各社が有することは、各社間の「公正な競争」に資すると考える。		
22	P8 広告等の該当性及び審査の必要性について	有価証券等を保有する顧客に対する以下の情報提供（お知らせ等）は、広告等に該当しないと考えて良いか？ 1) 仕組債の利率、償還及び償還方法等の判定結果に関する情報提供（事務連絡等） 2) 約定後に交付する英文債券要項（ファイナル・タームズ） 3) 保有する投資家へフォローのために交付するデフォルトした債券の発行者に係る破産報告書または破産手続等の和訳文及び連絡文	有価証券の売買その他の取引等の誘引が目的ではなく顧客フォローのために情報提供する行為であり、また投資家の投資判断に影響を与えるものではないため広告等には該当しないと思われる。	一般的にアフターサービスの一環と認められるもので、例えば、「株価チャート」や「投信の基準価格」を顧客に郵送する行為は、該当しないと考えられます。（「金融商品取引法の疑問に答えます」参照）	同左。
23	P9～12 P22～23	定義の具体例の表示の要望 ・ 広告の該当性、審査の可否	【現行指針】「審査の必要性について」以下、随所に具体的な考え方	【要検討】	項番 20 参照。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		個別企業の紹介	が記載されています。 広告物の考え方について、固定観念を持たせる弊害については理解できるが、具体的な考え方を示さないと、協会員が、誤った認識を持つことに繋がるリスクもあります。 広告等の業務は「広告の指針」により行われていることから、<u>具体的な表示例や考え方を記載することは、誤った認識を是正する効果もあり、必要と考えます。</u>		
24	P13 第 2 部 広告 等の作成に係 る留意事項 I. 全般	1. 表示に関する基本事項 ③ 広告等に表示される他の事項に係る文字と比較して、使用する文字の大きさ、形状及び色彩において、不当に目立ちにくい表示を行っていないか。	←主語がなく無限定のままであれば、広告内の文字は全て同じ大きさにせざるを得なくなるが……。	ご意見を踏まえ、修正しました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		④ 金利や相場等の指標の変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれのある場合の損失が生ずるおそれのある旨・その理由等、リスクに関する事項が広告等の表示における文字又は数字の中で最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示しているか。	←「場合、その損失が」？		
25	P13 ③	当該事項の「主語」がなく、文意がわかりづらい。	(広告等の表示を行うときは、) 「広告等に表示される他の事項に係る文字と比較して、」という表現が、何と何を比較しているのか明瞭でない。	ご意見を踏まえ、修正しました。	同左。
26	P13 I. 1. 表示に関する基本事項	「⑥当該広告等を画面上に表示して行う場合に、表示すべき事項の全てを判読するために必要な表示時間が確保されているか」を記載してはどうか。	①～⑤は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」(以下「監督指針」)のⅢ－２－３－３ 広告等の規制を参照していると思われるが、監督指針には「当該広告等を画面上に表示して行う場合に、	ご意見を踏まえ、修正しました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
			表示すべき事項の全てを判読するために必要な表示時間が確保されているか。」の記載がある。		
27	P13 I. 2. 誇大広告等の表示に関する留意事項	項目名を変更すべきではないか。例えば、「2. 誇大広告等の禁止」としてはどうか。	「誇大広告等の表示に関する留意事項」では、誇大広告を行う場合の留意事項とも解される。	「誇大広告等に関する留意事項」に修正いたしました。	同左。
28	P13 I. 2. 誇大広告等の表示に関する留意事項	「⑤不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する又は違反するおそれのある表示をしていないか」及び「⑥社会的に過剰宣伝であるとの批判を浴びるような表示をしていないか」を記載してはどうか。	①～④は、監督指針のⅢ－2－3－3 広告等の規制を参照していると思われるが、監督指針には「不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する又は違反するおそれのある表示をしていないか。」及び「社会的に過剰宣伝であるとの批判を浴びるような表示をしていないか」の記載がある。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。	同左。
29	P14	根拠条文の以下の修正	誤植と思われます。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
	I. 3. 募集・売 出しに関する 事項 (1) 有価証券 届出書提出前 の勧誘の禁止	「⑦ 金商法第 2 条第 1 項第 9 号 に掲げる有価証券のう ち・・・」 とあるところを、 「⑦ 金商法第 2 条第 1 項第 17 号 に掲げる有価証券のう ち・・・」 と修正してください。		た。	
30	P14 I. 3. 募集・売 出しに関する 事項(2)②	金商法第 4 条第 4 号に規定する もの⇒金商法第 4 条第 1 項第 4 号に該当するもの		ご指摘を踏まえ、修正しました。	同左。
31	P14 I. 3. 募集・売 出しに関する 事項(2)②	金商法第 27 条の 32 の 2 第 1 号 ⇒金商法第 27 条の 32 の 2 第 1 項		ご指摘を踏まえ、修正しました。	同左。
32	P14 I. 3. 募集・売 出しに関する 事項(2)②	(2) 顧客に交付する資料等 ② 外国証券情報の提供の内なお書 き以降については、外債ではな く外株を念頭に置かれた記載と 解釈して差し支えないか。		必ずしも外株のみを意識したもの ではありませんが、主に取引所取 引を意識すれば、外株が多いとい うことは言えるかと考えます。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
33	P15 (現行指針) I. 2. 表示に 関する基本事 項	削除予定の以下の記述を残して いただきたいと思います。 「広告等の表示を行うに当たっ ては、投資者に誤認されるおそ れのないよう、グラフや図、可 能な限り平易な言葉を使用する などにより、分かりやすい表示 に努めること。」	金商法や監督指針にも記載されて いない事項であり、分かりやすい 表示をするための指針として、現 行の記述を残すほうがよいと考え られます。	【要検討】	広告指針案（平成 23 年 4 月 27 日付）の 16～17 頁に掲げ られている販売用資料の表 示に係る留意事項①から⑥ の最後に「※」を追加し、当 該箇所に、削除予定であった 現行の広告指針の左記の内 容を記載することとなった。
34	P15 (削る)	現行指針では、販売用資料（目 論見書以外のその他の資料）に おいて、「2. 表示に関する基本 事項」についての記載がありま したが、改訂指針案では削除さ れています。 2. 表示に関する基本事項 広告等の表示を行うに 当たっては、投資者に誤 認されるおそれのないよ う、グラフや図、可能な		【要検討】	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		限り平易な言葉を使用するなどにより、分かりやすい表示に努めること。 特に、リスク及び費用に関する事項については、レイアウトや文字の大きさ、配色などに配慮するとともに、明確かつ分かりやすい表示を行うよう留意すること。 この部分が削除されなければならない理由が、何かあったのでしょうか。			
35	P15 I. 3. (2) ③ ハ	改訂案として「多数の者に対して」の文言が『販売用資料を使用する行為は広告等に該当する』に付加されました。ここでいう『多数』とはどの程度を指すのでしょうか？この表現では	確認のため	金商法でいう「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供行為」が広告類似行為となっており、その記載と平仄を合わせるよう修正いたしました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		不明瞭です。			
36	P16 I. 7. キャッチ コピーの表示	本項目は、Q&A 問 3 の一部を盛り込んだものと思われるが、Q&A 問 3 にはこれ以外にも広告の該当性についての回答が記載されている（例えば「税制に関する案内」など）。 この点に限らず、こうした細部が割愛されている部分が少なからずあるように思われるが、こうした細部についても漏れなく改定指針案に盛り込むべき。	広告規制に関し実務面で最も必要とされるものは、金商業者等による各行為が規制の対象となるかどうか（＝該当性）の判断だと思われます。 現行の Q&A 第 4 版においては、問 2～5、10、13、14、16、17 等に該当性の判断が示されており、各業者もこれらに基づき、実際の業務運営の中で該当性の判断を行っているものと考えられます。 したがって、改定後の指針においても、Q&A で示している判断基準や事例等について全て網羅しておく必要があり、従来同様、一覧表の形態で整理するのが最も良いのではないかと考えております。	【要検討】	項番 20 参照。
37	P17	以下の記述の修正	誤植と思われます。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
	I. 10. 第三者 の意見等	「なお、登録信用格付業者以外・・・定める事項を告げることなく提供した場合は金商法違反 となる」 とあるところを、 「なお、登録信用格付業者以外・・・定める事項を告げることなく提供して、勧誘を行なった場合は金商法違反 となる」 と修正してください。			
38	P17 I. 10. 第三者 の意見等	なお書きの信用格付に関する表示について	第三者の意見等の項目とは別項目にするほうが良いのではないかと考える。	【要検討】	広告指針案（平成 23 年 4 月 27 日付）の 19 頁の「10. 第三者の意見等」から左記の信用格付に係る記載を削除し、7 頁の「○ 禁止行為（法令概要」（今後、項目名を「留意事項」に変更予定）の③に当該記載を追加することとなった。 また、当該指針案の「Ⅲ. 債券」に当該記載を追加するか

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
					について、次回以降の会合において検討することとなった。
39	P18 I . 11. 特定投資家に対する 広告等	「広告等の相手方が特定投資家に限定される場合には、金商法の広告規制は適用されないの で、 <u>広告審査を省略することができる</u> 」とありますが、「 <u>広告審査をする必要はない</u> 」ではない でしょうか。	特定投資家限定の広告は、金商法の 広告規制が適用外なので、審査 省略ではなく、審査不要と考える べきだと思います。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	
40	P18 I 12. 預金等 との誤認防止 に関する注意	文尾に「望ましい」があるとしても、そもそも預金業務を取扱 わない業態には不適用の旨を明 記すべきと考えます。	「特別会員が行う」有価証券の販 売に関する広告等においては、『預 金等との誤認防止』に関する注意 文言を表示することが望ましい、 とありますが、特別会員全てが預 金業務を取扱っているわけではあ りません。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	
41	P18 I . 13. 金融商 品仲介業に関 する注意	金融商品仲介業者及び委託会員 ⇒金融商品仲介業者及び <u>所属協 会員又は金融商品仲介業務を行 う特別会員及び委託会員</u>	金商法第 2 条第 1 2 項に規定する 金融商品仲介業者と金融商品仲介 業務を行う特別会員とは異なるた め。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
42	P18 第 2 部 I. 13. 金融商品仲介業に関する注意	当該広告等に金融商品仲介業者名及び委託会員（金融商品取引業者）名を併せて表示する場合は、それぞれの業者の登録番号及び加入協会名を記載しなければならないとする規定は除外願いたい。	法令で求められておらず、かつ投信協において、委託会社と販売会社の社名を併記する場合においては、いずれか一方の業者の登録番号および加入協会名を記載すればよいことから、平仄を取らねばバランスを欠くと思料される。	【要検討】	
43	P18 I. 13. 金融商品仲介業に関する注意	それぞれの業者の登録番号及び加入協会名を記載しなければならない。	金融商品仲介業者が独自に作成する場合等があるので、必須ではなく望ましい項目のほうが良いと考える。	【要検討】	
44	P18 I. 14. インターネットにおける広告等について	以下の記述の新設された趣旨を教えてください。 「※「投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示」にならないためには、例えば、その名称に「(条件付) 元本確保型」等の使用が禁止されている店頭デリバティブ取引に類する	「元本確保型」という名称使用が禁止のためバナーの銘柄名だけでなくキャッチコピーでも「元本確保型」の表示ができないという趣旨なのか、バナーでは表示できないがリンク先で「元本確保型」と記載した場合は、当該リンク先で定義や条件等を表示しなさいという趣旨なのか、分かりにくいと思	【要検討】	

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		複雑な投資信託（例、一定条件の下で元本確保となる投資信託）のバナー広告等ではキャッチコピー等にも「元本確保型」との表示を行わず、リンク先のページに元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、かつ当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示するなどの対応が考えられる。」	います。 両方の趣旨であるならば、「※「投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示」にならないためには、例えば、その名称に「(条件付) 元本確保型」等の使用が禁止されている店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託（例、一定条件の下で元本確保となる投資信託）のバナー広告等ではキャッチコピー等にも「元本確保型」との表示を行わず、リンク先のページに元本確保の記述をした場合には、その定義や条件が容易に理解できるように表示し、かつ当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示するなどの対応が考えられる。」		
45	P18 I. 14. インターネットのお	(1) インターネットウェブサイトなどの「バナー広告」や「テキスト広告」など限	「金融商品取引法における広告等規制について<第 4 版>」の「問 17：インターネットウェブサイト	ご指摘を踏まえ、修正しました。	

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
	ける広告等について	られたスペースを利用した広告など（以下「バナー広告等」という。）については、<u>それ自体に</u>投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示を用いない。 →「それ自体に」は不要と思われます。	などにおける・・・」とは文章の表現が変わっているため、「それ自体に」がなくても意味が変わらないと思われるため。		
46	P18 I. 14. インターネットにおける広告等について	(2) について	バナー広告だけ見て買う人もいないでしょうから、「詳細はこちら」は無くて、問題ないのではないのでしょうか？ バナー広告はクリックブルになっていて詳細ページにリンクすることは既に一般的だと思います。 バナー広告はサイズが小さいものもあり、「詳細はこちら」でスペースを取られてしまうと、ファンド名など肝心なところの文字が小	【要検討】	

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
			さくなったりすること考えられ、却ってよろしくないのでは？ ファンド名が長いものが多いですし。 ”例えば”であっても記載していると、”絶対”になってしまいます。		
47	P18 I. 14. インターネットにおける広告等について(5)	特定投資家のみを取引の対象とする <u>金融商品取引業者</u> ⇒特定投資家のみを取引の対象とする <u>場合で</u>	一般投資家とも取引をする業者が特定投資家のみを対象とするウェブサイトを作成するケースを想定。このケースを含むことを明確にするため。	【要検討】	
48	P18 I. 14. インターネットにおける広告等について	広告指針改訂案概要にもありますように、ツイッターやアフィリエイト広告等をはじめ最近ではフェイスブックなど、ネット広告については新たな手法もどんどん出現しており、早々のご検討をお願いいたします。		了解しました。	
49	P19	株式の外国証券売出しの該当性	外国株式の外国証券売出しの該当性と外国証券情報の提供について	【要検討】	

平成 23 年 4 月 27 日
(第 2 回 WG 用)

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
			の追加記載があると便利である。		
50	P22 以降	具体例の削除	具体例は固定観念を与える可能性があるため削除を検討となっていますが、広告等審査の担当者としては、ある程度の数の具体例のあるほうがよい。	【要検討】	